

# 大崎上島町地域防災計画

震 災 対 策 編

<津波災害対策計画>

令和4年3月



# 目 次

津波災害対策計画	1
第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 基本方針	1
第1 本編（震災対策編 津波災害対策計画）の策定	1
第2 地震・津波災害対策の総合的な推進	1
第3 本計画に基づく具体的な推進	1
第4 地震・津波災害対策の推進状況に応じた必要な修正	1
第3節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則	2
第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	2
第5節 既往地震の概要	3
第1 発生地震による地震タイプの特徴	3
第2 広島県内に被害を及ぼした近年の歴史地震	4
第3 広島県周辺における既往地震・津波	7
第6節 想定地震の概要	8
第1 地震被害想定調査	8
第2 想定地震	8
第7節 津波浸水想定	13
第1 基本	13
第2 津波浸水想定	13
第8節 地震被害軽減のための基本的な施策	18
第2章 災害予防計画	19
第1節 基本方針	19
第2節 防災まちづくりに関する計画	19
第1 目的	19
第2 方針	19
第3 防災上重要な公共施設の整備	20
第4 住宅、建築物等の安全性の確保	22
第6 防災性の高い都市構造の形成	24
第3節 住民の防災活動の促進に関する計画	26
第1 防災教育の実施内容	26
第2 防災訓練計画	29
第4節 調査、研究に関する計画	31
第1 地震・津波被害想定調査	31
第2 地震・津波に関する調査研究等の推進	31
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画	32

第1 津波警報等の伝達関係 .....	32
第2 住民等の避難誘導関係 .....	32
第6節 危険物等に関する災害予防計画 .....	36
第7節 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画 .....	36
第8節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画 .....	36
第9節 広域避難の受入れに関する計画 .....	36
<b>第3章 災害応急対策計画 .....</b>	<b>37</b>
第1節 基本方針 .....	37
第2節 配備，動員計画 .....	38
第3節 地震及び津波に関する情報等の伝達に関する計画 .....	39
第1 目的 .....	39
第2 基本方針 .....	39
第3 津波警報等の種類及び内容 .....	39
第4 地震及び津波に関する情報の種類と内容 .....	41
第5 津波警報等の伝達経路 .....	43
第6 津波に対する自衛措置 .....	44
第7 緊急地震速報が発表された場合の措置 .....	45
第8 居住者等への情報の伝達 .....	45
第9 船舶関係者（荷役船，作業船，漁船，プレジャーボート）及び養殖事業者等に対する伝達 .....	45
第10 船舶，漁船等の固定，港外退避等の措置 .....	45
第11 津波情報の伝達 .....	45
第12 情報の伝達方法 .....	46
第4節 住民等の避難誘導に関する計画 .....	47
第1 目的 .....	47
第2 基本方針 .....	47
第3 津波避難のための事前の準備 .....	47
第4 津波発生時の応急対策 .....	50
第5節 災害情報計画 .....	52
第6節 通信運用計画 .....	52
第7節 ヘリコプターによる災害応急対策計画 .....	52
第8節 自衛隊災害派遣要請要求計画 .....	52
第9節 相互応援協力計画 .....	52
第10節 防災拠点に関する計画 .....	52
第11節 救出計画 .....	52
第12節 医療・救護計画 .....	53
第13節 消防計画 .....	53
第14節 水防計画 .....	53

第 15 節	危険物等の災害応急対策計画 .....	53
第 16 節	警備，交通規制，交通確保計画 .....	53
第 17 節	輸送計画 .....	53
第 18 節	避難対策計画 .....	54
第 19 節	災害広報・被災者相談計画 .....	54
第 20 節	住宅応急対策計画 .....	54
第 21 節	食料供給計画 .....	54
第 22 節	給水計画 .....	54
第 23 節	生活必需品等に関する供給計画 .....	54
第 24 節	救援物資の調達及び配送計画 .....	54
第 25 節	防疫計画 .....	55
	第 1 目的.....	55
	第 2 基本方針.....	55
第 26 節	遺体の捜索，取扱い，埋火葬等に関する計画 .....	55
第 27 節	公共施設等に関する災害応急復旧計画 .....	55
第 28 節	電力・ガス・水道・下水道施設応急復旧対策計画 .....	55
第 29 節	廃棄物処理計画 .....	56
第 30 節	ボランティアの受入れ等に関する計画 .....	56
第 31 節	文教計画 .....	56
第 32 節	災害救助法適用計画 .....	56
第 4 章	災害復旧計画 .....	57



# 津波災害対策計画

## 第1章 総則

### 第1節 目的

この計画は、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、大崎上島町及びその周辺において発生が想定されるあらゆる地震・津波災害に対処するため、町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに、住民の役割を明らかにし、各種災害対策を迅速、的確かつ総合的に実施することにより、住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護することを目的とする。

### 第2節 基本方針

#### 第1 本編（震災対策編 津波災害対策計画）の策定

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により作成している「大崎上島町地域防災計画」の震災対策編 津波災害対策計画とする。

なお、本編において、基本編と内容が重複する計画は、基本編を準用する。

#### 第2 地震・津波災害対策の総合的な推進

この計画は、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の近年の大規模災害の経験を踏まえ、防災の時間経過に応じて、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画の基本的事項を定め、地震・津波災害対策を総合的に推進する。

#### 第3 本計画に基づく具体的な推進

この計画に基づき、各課等関係機関は、細部の実施計画を定め、その具体的推進に努める。

#### 第4 地震・津波災害対策の推進状況に応じての必要な修正

この計画は、防災関係機関の地震・津波災害対策の推進状況に応じて、必要な修正を行う。

### 第3節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則

基本編第1章第3節「防災業務実施上の基本理念及び基本原則」を準用する。

### 第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

基本編第1章第4節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。



## 第5節 既往地震の概要

### 第1 発生地震による地震タイプの特徴

地震は、地球表層を形成するプレート境界あるいはプレート内の断層帯において、岩盤がずれ動く断層運動によって発生する。これを図示すると図-1のとおりである。

地震は発生メカニズムによって陸域の浅いところで発生する活断層型地震、プレートの沈み込みによるプレート間で発生する海溝型地震、沈み込むプレート内で発生するスラブ内地震などのタイプがある。いずれにせよ地震は繰り返すという特徴を有することから、歴史地震を把握することは重要である。

なお、広島県周辺で発生した過去の被害地震の震央位置と活断層位置を図-2に示す。

図-1 地震の発生メカニズム

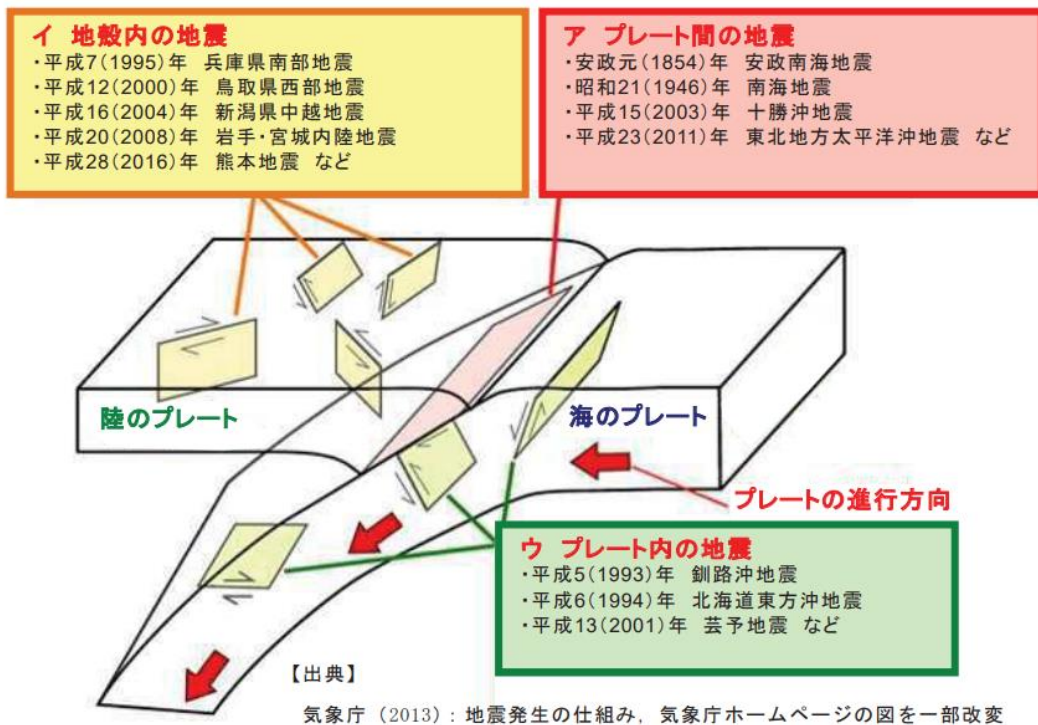




表 1－広島県に被害を及ぼした主な地震とその被害状況

発生年	地震名	マグニチュード	被害の概要
慶安 2 年 (1649 年) 3 月 17 日	芸予地震	7.4±0.25	広島にて侍屋敷、町屋少々潰・破損多し。
貞享 2 年 (1685 年) 1 月 4 日	芸予地震	7.0～7.4	広島城廻その他少しづつ破損したが大破ではなく、広島県中西部 199 ヶ村で被害。合計で家損 147 軒、蔵損 39 軒、社 3、寺 5、土手 4,734 間、石垣損 857.5 間、田畑損 1.19 町、死 2、死牛馬 3。宮嶋で大宮・五重塔などの屋根、瓦少損。石垣・井垣崩れあり。備後三原城の石垣はらみだす。錦帯橋橋台落ち、岩国で塀われ瓦落ちる。
宝永 4 年 (1707 年) 10 月 28 日	宝永地震	8.4	全国広範囲で大被害。備後三原城で石垣はらみ、潰家多く、広島で城堀の水が路上に溢れ石垣の崩壊あり（町・郡内で全潰家屋 78、半潰 68）。
嘉永 7 年 安政元年※ (1854 年) 12 月 24 日	安政南海地震	8.4	前日の安政東海地震とともに、全国広範囲で大被害。広島では屋根の揺れ幅が 1.6～1.7 尺（0.5m）であった。
嘉永 7 年 安政元年※ (1854 年) 12 月 26 日	伊予西部	7.3～7.5	安政東海地震、安政南海地震と時期的に接近し、記録からは被害が分離できない。広島では、安政南海地震と同じぐらいの揺れに感じられたという。
安政 4 年 (1857 年) 10 月 12 日	芸予地震	7.25±0.5	三原で藩主の石塔など破損。広島で家屋の破損あり。呉で石垣崩れ、門倒れなどあり。郷原（呉市）で土堤割れなどあり。
明治 5 年 (1872 年) 3 月 14 日	浜田地震	7.1±0.2	中野村（北広島町）で亀裂（延長 500m）を生じ、家土蔵半潰 15、橋梁落下 2 を生じた。広島県内各地で小被害、家屋倒壊もあった。
明治 38 年 (1905 年) 6 月 2 日	芸予地震	6.7	沿岸部、特に広島、呉、江田島、宇品で揺れが強かった。広島監獄は埋立地にあり、第 14 工場が倒壊し死者 2、負傷者 22 を出した。その他瓦、壁土、庇の墜落があり、広島駐車場の入口の庇と廊下が倒れ負傷者 11、宇品は明治 17 年以降の埋立地で被害大きく、江田島の兵学校内にも亀裂や建物の被害があった。

※嘉永 7 年 11 月 27 日 安政に改元

発生年	地震名	マグニチュード	被害の概要						
			被害総括						
			郡市	死	傷	全潰	半潰	破損	煙突 損壊
			広島市	4	70	36	20	25	25
			呉市	6	86	5 (51)	25 (57)	(5,957)	
			安芸郡	1	1	1	1		
			賀茂郡		2	5		14	1
			佐伯郡			2	1		
			安佐郡		1	7		1	
			計	11	160	56	47	40	26
			出典：地震予防調査会報告，1905，No. 53 ( )内は，中央気象台の記録						
昭和 21 年 (1946 年) 12 月 21 日	南海地震	8.0	全国広範囲で大被害。広島県で負傷者 3，住家全壊 19，半壊 42，非住家全壊 30，半壊 32，道路損壊 2						
昭和 24 年 (1949 年) 7 月 12 日	安芸灘	6.2	呉で死者 2，道路の亀裂多く，水道管の破断，山林の一部崩壊などの被害があった。						
平成 11 年 (1999 年) 7 月 6 日	広島県 南東部	4.5	負傷者 1 (震度 4) 物的被害なし [広島県調べ]						
平成 12 年 (2000 年) 10 月 6 日	鳥取県 西部地震	7.3	震源近傍では震度 6 弱～6 強となり，鳥取県を中心に負傷者 182 名，住家は全壊 435 棟，半壊 3,101 棟，一部損壊 18,544 棟等の被害。また，延べ 17,402 戸が停電し，各地で断水などの被害 [内閣府 (2003)]。 広島県では強いところで震度 4 となり県内で住家 6 棟が一部破損した。[広島県調べ]						
平成 13 年 (2001 年) 3 月 24 日	芸予地震	6.7	広島県で強いところで震度 6 弱となり，死者 1 名，重軽傷者 193 名，住家の被害は，全壊 65 棟，半壊 688 棟，一部損壊 36,545 棟の被害が発生した。[広島県調べ]						
平成 18 年 (2006 年) 6 月 12 日	伊予灘	4.7	負傷者 4 (重傷 1，軽傷 3,)，住家一部損壊 2 棟 [広島県調べ]						
平成 23 年 (2011 年) 11 月 21 日	広島県 北部	5.4	負傷者 2 (震度 5 弱) [広島県調べ]						

【出典】

※ 広島県調べ，内閣府 (2003) 以外は，宇佐美龍夫 (1987) から抜粋  
(内閣府 (2003)：平成 12 年 (2000) 鳥取県西部地震について)

表 2-1 発生メカニズムによる地震の分類

地震のタイプ	本県に被害を及ぼした主な地震	地震の発生周期
<プレート内(スラブ内)地震> 沈み込んだフィリピン海プレート 内の地震 (やや深い地震)	・平成 13 年(2001 年)芸予地震 ・昭和 24 年(1949 年)安芸灘 ・明治 38 年(1905 年)芸予地震 ・慶安 2 年(1649 年)芸予地震 ・貞享 2 年(1685 年)芸予地震 ・安政 4 年(1857 年)芸予地震	約 50~100 年間隔で発生
<プレート間(海溝型)地震> フィリピン海プレートの沈み込み によるプレート間地震	・昭和 21 年(1946 年)南海地震 ・安政 元年(1854 年)安政南海地震 ・宝永 4 年(1707 年)宝永地震	約 100~150 年間隔で発生
<地殻内(活断層型)地震> 陸域の浅い地震 (深さ約 20 km 以浅)	・平成 12 年(2000 年)鳥取県西部地震 ・平成 7 年(1995 年)兵庫県南部地震 ・明治 5 年(1872 年)浜田地震	千年~数万年間隔で発生

※ 出典：「広島県の地震防災対策のあり方（平成 15 年 3 月）」に加筆

### 第 3 広島県周辺における既往地震・津波

南海トラフでは津波を伴った地震が 1605 年慶長地震をはじめ、1707 年宝永地震、1854 年安政南海地震、1946 年昭和南海地震等、100~150 年の間隔で繰り返し起こり、西日本はその都度大きな地震・津波災害に見舞われてきた。特に、太平洋に面している和歌山、徳島、高知県沿岸で甚大な津波被害を受けたことはよく知られており、日本有数の津波常襲地帯に数えられている。

広島県はこの津波常襲地帯に隣接しているが、過去の古文書において県内に津波による被害はほとんど報告されていない。

近年では、2010 年（平成 22 年）2 月に発生したチリ中部沿岸を震源とする地震により、呉で 0.1m、2011 年（平成 23 年）3 月に発生した東北地方太平洋沖地震により、広島で 0.2m・呉で 0.3m の津波高さを観測している。

## 第6節 想定地震の概要

### 第1 地震被害想定調査

広島県は、平成25年10月に東日本大震災（H23. 3）を踏まえた、最新の科学的知見に基づき、地震被害想定の見直しを行った。

### 第2 想定地震

広島県の地震・津波対策において被害想定を行うべき地震として、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震及びどこでも起こりうる直下の地震を選定した。

#### 1 既に明らかとなっている断層等を震源とする地震・津波（図－1及び図－2参照）

過去の被害地震や活断層調査結果を踏まえ、次の(1)、(2)、(3)を基準とし、「既に明らかとなっている断層等を震源とする地震」を11ケース選定した。

- (1) 歴史的に繰り返し発生し、将来発生する可能性が高い地震
- (2) 地震調査研究推進本部が長期評価を行っている「主要活断層帯」による地震
- (3) 地震規模及び本県と震源との距離から、発生した際に本県に及ぼす被害が甚大となる可能性が高い地震

なお、選定した想定地震のうち、震源が海域に位置するものについては、津波についてもあわせて被害想定を行うこととした。

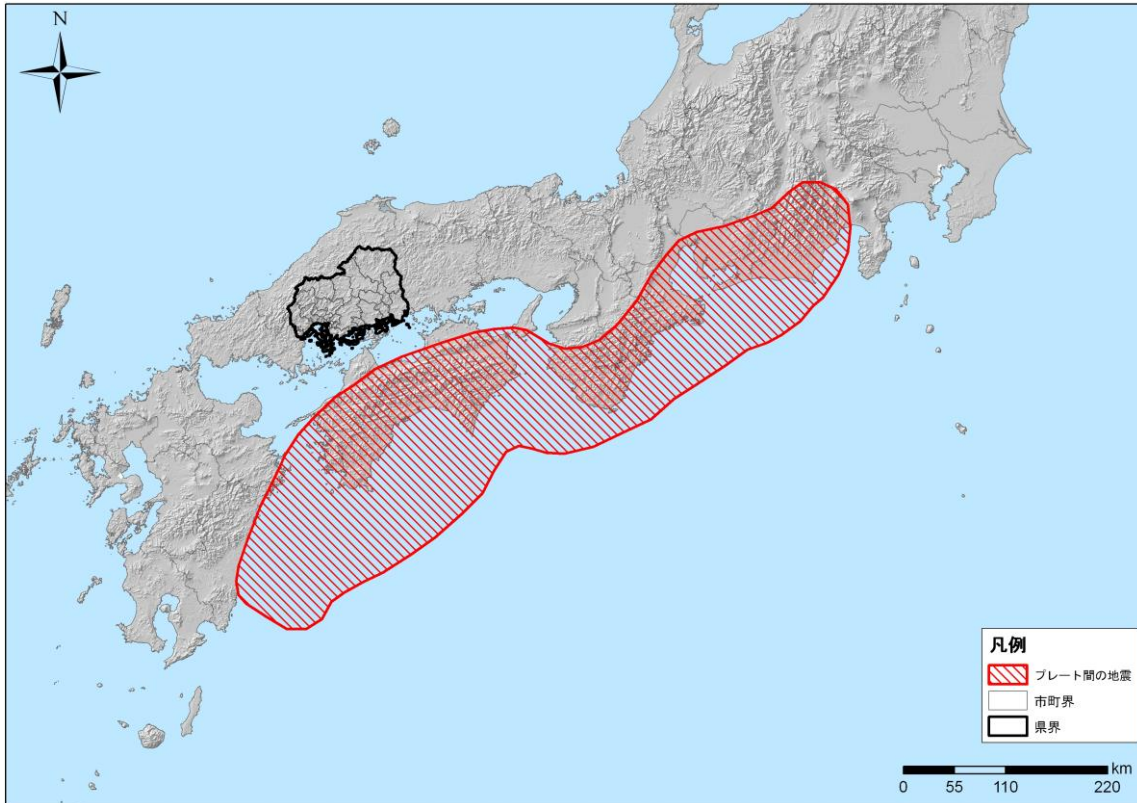
#### 2 どこでも起こりうる直下の地震（図－3参照）

選定した既に明らかとなっている断層等を震源とする地震により地震被害想定を行う場合、震源から離れた自治体では比較的軽微な被害にしかならないことがある。

しかしながら、平成12年（2000年）鳥取県西部地震のように、活断層が確認されていない地域においても地震は発生しており、今後、どの地域においても直下の地震が発生する可能性は否定できない。このため、前回調査と同様に、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震の影響が小さい地域において防災対策を行う上での基礎資料として役立てることを目的として、県内23の各市町役場の所在地に震源位置を仮定した「どこでも起こりうる直下の地震」を選定した。

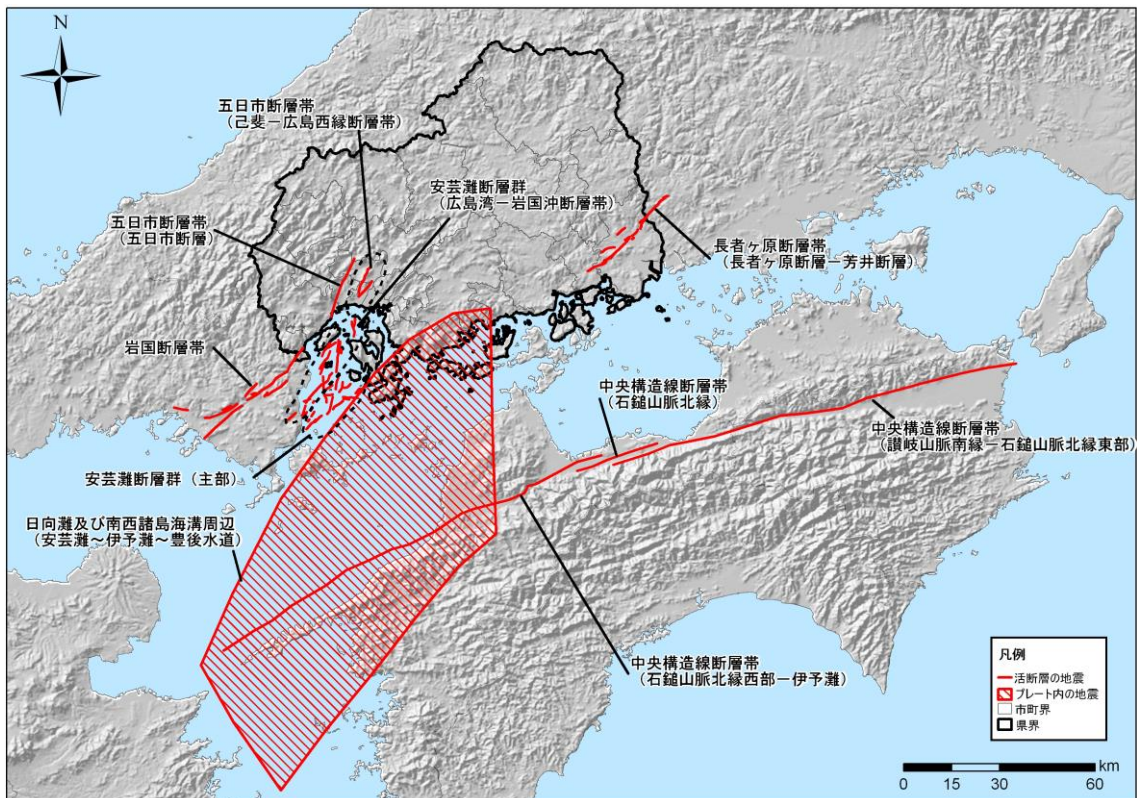
図－１ 想定地震位置図（南海トラフ巨大地震）

内閣府(2012):南海トラフの巨大地震モデル検討会資料

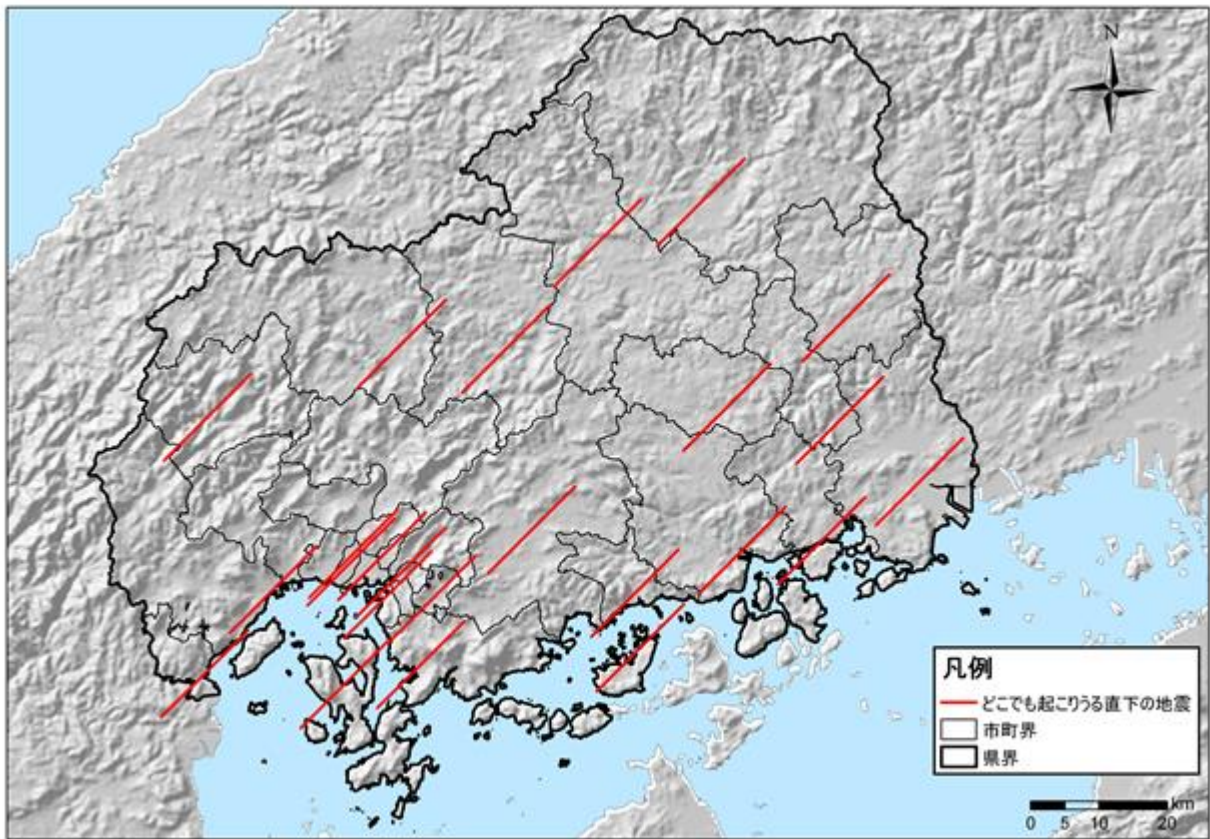


図－２ 想定地震位置図（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

活断層研究会(1991):新編日本の活断層, 東京大学出版会



図－3 想定地震位置図（どこでも起こりうる直下の地震）





■ 選定した想定地震

想定地震	選定基準※			想定対象		参考 広島県に被害を及ぼした主な地震
	①	②	③	地震	津波	
<b>1 プレート間の地震</b> 南海トラフ巨大地震						昭和 21 年（1946 年）南海地震 安政元年（1854 年）安政南海地震 宝永 4 年（1707 年）宝永地震
1) 南海トラフ巨大地震	○	○	○	○	○	
<b>2 プレート内の地震</b> 日向灘及び南西諸島海溝周辺						平成 13 年（2001 年）芸予地震 昭和 24 年（1949 年）安芸灘 明治 38 年（1905 年）芸予地震 安政 4 年（1857 年）芸予地震
2) 安芸灘～伊予灘～豊後水道	○	○	○	○	○	
<b>3 地殻内の地震</b> 中央構造線断層帯						平成 12 年（2000 年）鳥取県西部地震 明治 5 年（1872 年）浜田地震
3) 讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部		○	○	○	○	
4) 石鎚山脈北縁		○	○	○	－	
5) 石鎚山脈北縁西部－伊予灘		○	○	○	○	
五日市断層帯						
6) 五日市断層		○	○	○		
7) 己斐－広島西縁断層帯		○	○	○		
岩国断層帯						
8) 岩国断層帯		○	○	○	－	
安芸灘断層群						
9) 主部		○	○	○	○	
10) 広島湾－岩国沖断層帯		○	○	○	○	
長者ヶ原断層帯						
11) 長者ヶ原断層－芳井断層	－	－	○	○	－	
どこでも起こりうる直下の地震						
どこでも起こりうる直下の地震 (23 市町役場直下に震源を配置)	－	－	○	○	－	

※選定基準

- ①歴史的に繰返し発生し、将来発生する可能性が高い地震
- ②地震調査研究推進本部が長期評価を行っている「主要活断層帯」による地震
- ③地震規模及び本県と震源との距離から、発生した際に本県に及ぼす被害が甚大となる可能性が高い地震

■ 想定地震の緒元

地震名	地震タイプ	端部の位置 緯度, 経度	一般走向	傾斜	長さ	幅	上端深さ	マグニチュード※1	今後30年以内 の発生確率
南海トラフ巨大地震	プレート間	- - , -	-	-	-	-	-	9.0	-
安芸灘～伊予灘～豊後水道	プレート内	- - , -	-	-	-	-	-	6.7～7.4	40%
讃岐山脈南縁-石鎚山脈北縁東部	地殻内	東端 34° 10' , 134° 39'	N70° E	北傾斜 30-40°	約130km	20-30km	0km	8.0程度もしくはそれ以上	ほぼ0～0.3%
石鎚山脈北縁 ※2	地殻内	東端 33° 58' , 133° 25'	N70° E	高角度	約30km	不明	0km	7.3～8.0程度	ほぼ0～0.3%
石鎚山脈北縁西部-伊予灘	地殻内	東端 33° 56' , 133° 14'	N70° E	高角度 北傾斜	約130km	不明	0km	8.0程度もしくはそれ以上	ほぼ0～0.3%
五日市断層	地殻内	北端 34° 29' , 132° 23'	N20° E	高角 (西傾斜)	約20km	約25km	0km	7.0程度	不明
己斐-広島西縁断層帯 (M6.5) ※3	地殻内	北端 34° 27' , 132° 27'	N20° E	ほぼ垂直	約10km	不明	0km	6.5程度	不明
岩国断層帯	地殻内	北東端 34° 15' , 132° 13'	N60° E	高角 北西傾斜	約44km	20km程度	0km	7.6程度	0.03～2%
安芸灘断層群 (主部)	地殻内	北東端 34° 07' , 132° 25'	N50° E	不明	約21km	不明	0km	7.0程度	0.1～10%
安芸灘断層群 (広島湾-岩国沖断層帯)	地殻内	北東端 34° 19' , 132° 24'	N30° E	不明	約37km	不明	0km	7.4程度	不明
長者ヶ原断層-芳井断層 ※4	地殻内	東端 34° 40' , 133° 29'	N43° E	北傾斜 80° (断層露頭)	約37km	-	-	7.4 (松田 (1975) の式 (log L=-2.9+0.6M) により計算)	-
どこでも起こりうる直下の地震 ※5	地殻内	市町役場位置に断層中心	N45° E	-	-	-	-	6.9	-

注:表中の数値等は、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」、地震調査研究推進本部の各断層等の「長期評価」による。  
地震動等の計算に用いたモデルの詳細は、第IV編に整理した。  
※1: 気象庁マグニチュード。ただし、南海トラフ巨大地震のみモーメントマグニチュード  
※2: 端部の位置、長さは岡村断層部分  
※3: 己斐-広島西縁断層帯 (M6.9) は参考として震源を仮定しているため諸元は省略  
※4: 長者ヶ原断層-芳井断層は、本調査による結果を表示  
※5: どこでも起こりうる直下の地震は、震源を仮定しているため諸元 (傾斜、長さ、幅、上端深さ等) は省略

【出典】

内閣府 (2012) : 南海トラフの巨大地震モデル検討会資料

地震調査研究推進本部 (2009) : 全国地震動予測値図

地震調査研究推進本部 (2010) : 全国地震動予測値図

地震調査研究推進本部 (2011) : 中央構造線断層帯 (金剛山地東縁-伊予灘) の長期評価 (一部改訂) について

地震調査研究推進本部 (2004) : 五日市断層帯の長期評価について

地震調査研究推進本部 (2004) : 日向灘及び南西諸島海溝周辺の地震活動の長期評価について

地震調査研究推進本部 (2004) : 岩国断層帯の長期評価について

地震調査研究推進本部 (2009) : 安芸灘断層群の長期評価について

## 第7節 津波浸水想定

### 第1 基本

本節は、「広島県津波浸水想定（平成25年3月）」を基に作成したものであり、詳細な浸水想定については、これを使用し対応策等を検討する。

### 第2 津波浸水想定

広島県の津波浸水想定においては、国土交通省の「津波浸水想定の設定の手引き（平成24年10月）」等の手法に基づき、「最大クラスの津波」及び「津波到達時間が短い津波」を想定津波として選定している。

津波浸水シミュレーションは、「最大クラスの津波」として南海トラフ巨大地震を破壊開始地点の異なる8ケース、「津波到達時間が短い津波」として瀬戸内海域の活断層及びプレート内地震を5ケース選定している。

#### 1 南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海域活断層等の概要

区 分	地 震	規 模
最大クラスの津波 (発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波)	○南海トラフ巨大地震 ・内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において示された津波断層モデルのうち、破壊開始の地点を変更させた8ケース	マグニチュード：Mw=9.1
津波到達時間が短い津波	○瀬戸内海域活断層等 ・安芸灘～伊予灘～豊後水道 ・讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部 ・石鎚山脈北縁西部－伊予灘 ・安芸灘層群（主部） ・安芸灘層群（広島湾－岩国沖断層帯）	マグニチュード：Mw=7.5 マグニチュード：Mw=7.6 マグニチュード：Mw=7.4 マグニチュード：Mw=6.6 マグニチュード：Mw=6.9

#### 2 南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海域活断層等による津波浸水想定

(1) 津波浸水想定は、以下のような悪条件下において発生した場合に想定される津波の浸水域・浸水深を津波浸水想定図として作成している。

ア 初期潮位として2009年(平成21年)から2013年(平成25年)の年間最高潮位(最大と最小を除いた平均値)を設定

イ 地震による地盤の沈下を考慮

ウ 構造物について、護岸や防波堤は機能せず、堤防は地震前の25%の高さまで沈下するものと設定し、津波が堤防を越流した場合は破壊される。

- (2) 浸水域・浸水深さは、広島県における地形データを用いて10mメッシュ単位で示しており、浸水域は選定した津波別に想定される浸水深の中で最も大きい値を示している。

浸水面積（最大の場合）

（単位：ha）

浸水面積（浸水深別）					
大崎上島町	1cm以上	30cm以上	1m以上	2m以上	5m以上
	252	191	66	11	—

### 3 南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海域活断層等による「最高津波水位」，「最大波到達時間」及び「津波影響開始時間」

#### (1) 南海トラフ巨大地震

大崎上島町	最高津波水位（m）		最大波到達時間 （分）	津波影響開始 時間※2 （分）
	※1	うち津波の高さ （m）		
	3.1	1.2	372	29

※1 「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示

※2 「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、概ね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20 cmの変化が生じるまでの時間

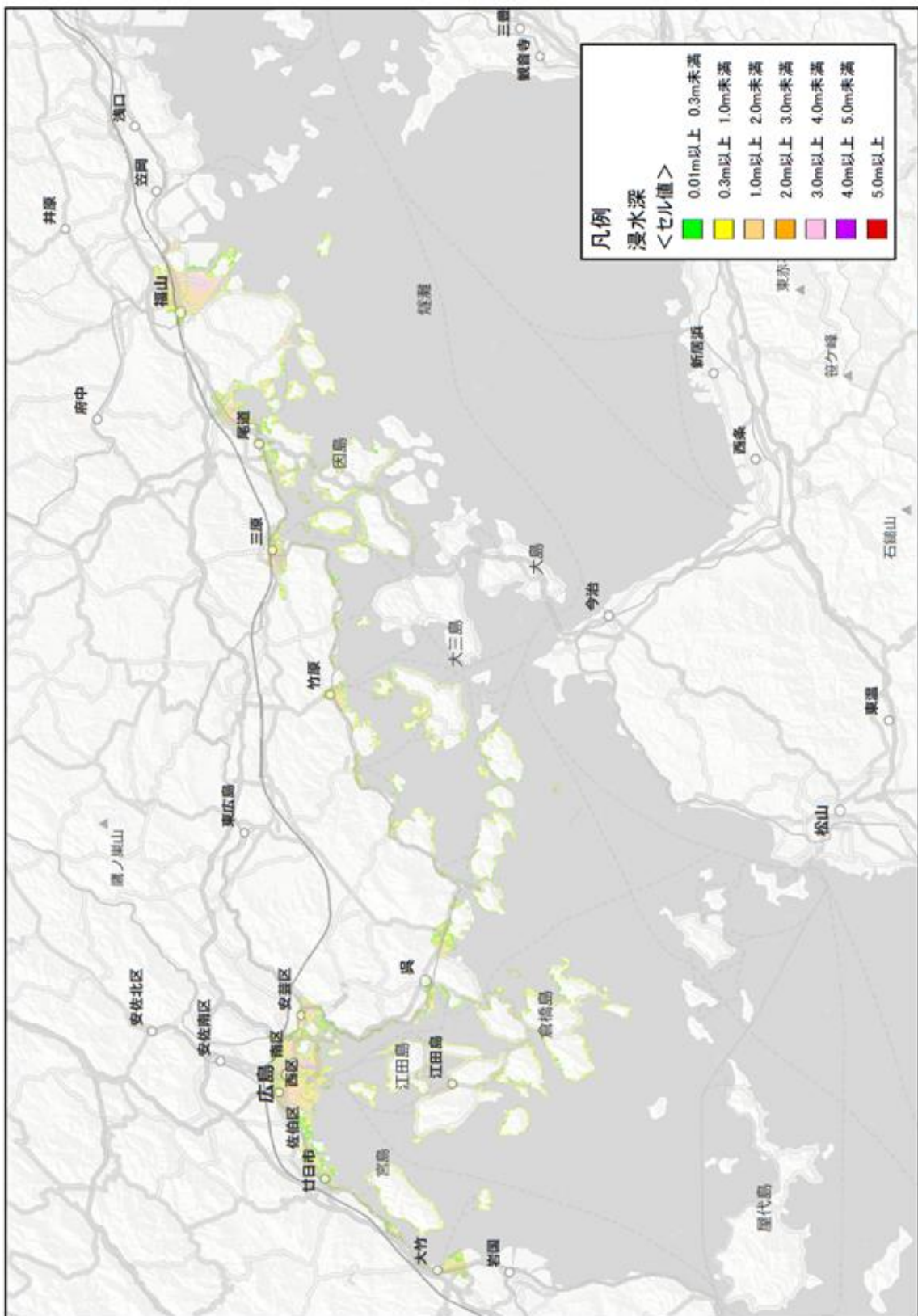
#### (2) 瀬戸内海域活断層等

大崎上島町	最高津波水位（m）		最大波到達時間 （分）	津波影響開始 時間※2 （分）
	※1	うち津波の高さ （m）		
	2.6	0.5	138	15

※1 「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示

※2 「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、概ね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20 cmの変化が生じるまでの時間

広島県津波浸水想定図 広島県(西部)



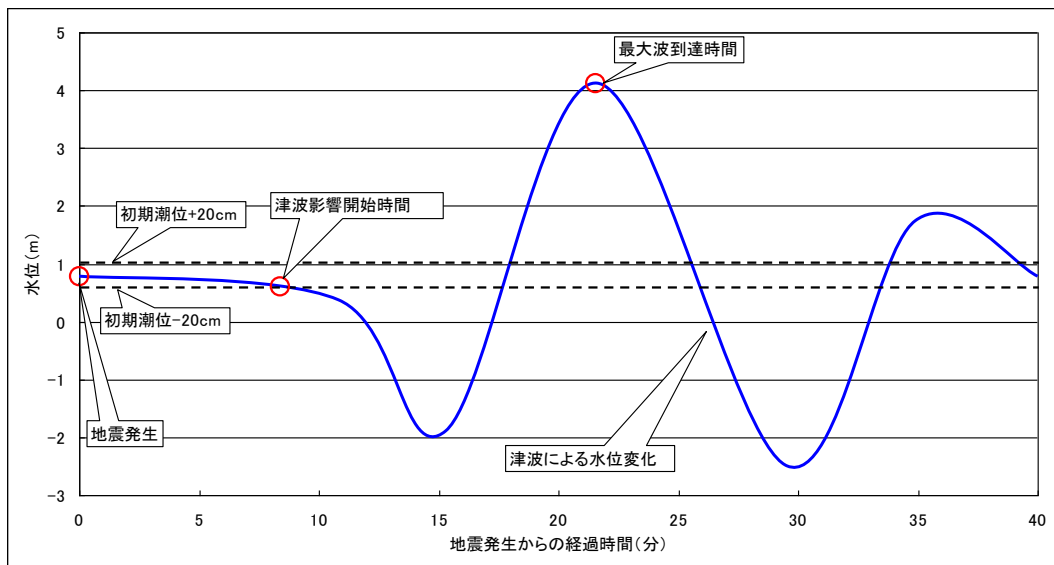
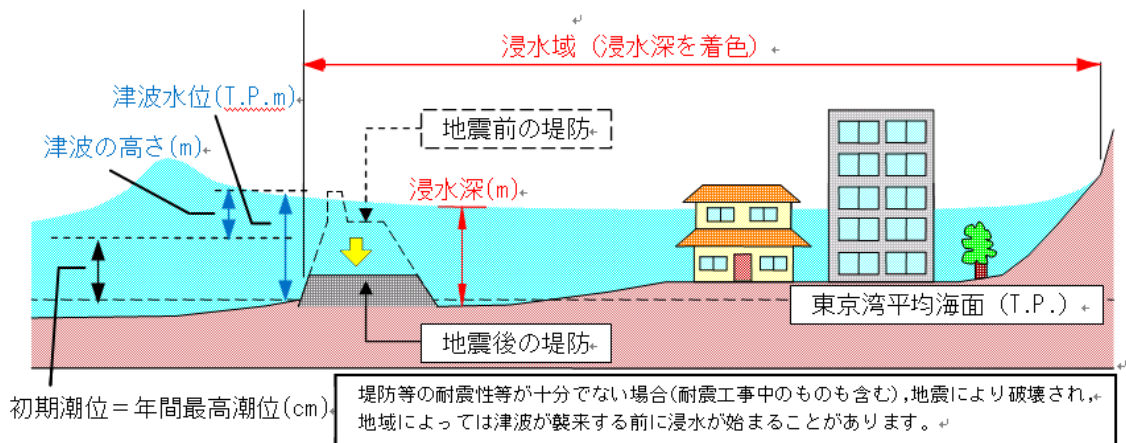
## 【留意事項】

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成 23 年法律第 123 号)第 8 条第 1 項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生される場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から想定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場合もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することもあります。

## 【用語の解説】

- (1) 浸水域  
海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
- (2) 浸水深  
陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ
- (3) 津波水位  
津波襲来時の海岸線における、海面の高さ(標高※で表示)  
※ 標高は東京湾平均海面からの高さ(単位:T.P.+m)として表示しています。
- (4) 津波の高さ  
津波襲来時の海岸線における、「津波水位」と「初期潮位」との差
- (5) 最大波到達時間  
津波の最高到達高さが生じるまでの時間
- (6) 津波影響開始時間  
海域を伝播してきた津波により、初期水位から±20cm(海辺にいる人々の人命に影響が出るおそれのある水位変化)の変化が生じるまでの時間
- (7) 水位変動  
津波による水位変化の様子
- (8) 浸水面積  
津波によって浸水する陸域の面積

### 「津波水位」の定義（広島県）



## 第 8 節 地震被害軽減のための基本的な施策

震災対策編地震災害対策計画第 1 章第 8 節「地震被害軽減のための基本的な施策」を準用する。



## 第2章 災害予防計画

### 第1節 基本方針

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における応急措置等の迅速かつ的確な実行を期するため、災害予防責任者（町長、県知事、その他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 防災まちづくりに関する事項
- 2 住民の防災活動の促進に関する事項
- 3 調査、研究に関する事項
- 4 迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する事項
- 5 危険物等災害予防に関する事項
- 6 災害対策資機材等の備蓄等に関する事項
- 7 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する事項
- 8 広域避難の受入れに関する事項

### 第2節 防災まちづくりに関する計画

#### 第1 目的

地震・津波発生時には、建物の倒壊、火災、ライフラインの寸断、交通機関の途絶等による被害の発生が予想される。

このため、町は、各防災関係機関との相互の緊密な連携の下に、これらの被害をできるだけ防止し、住民が安心して生活できるよう災害に強いまちづくりに努めることを目的とする。

#### 第2 方針

阪神・淡路大震災での、密集市街地における住宅や防災上重要な公共施設等の倒壊・延焼等を踏まえ、個々の施設について、液状化対策をはじめとする耐震性・防災性の向上を図るとともに、密集市街地の計画的な再開発により災害を防止・緩和するオープンスペースの整備を進め、広域的・総合的に防災性の高いまち構造の形成を目指していく。

なお、この防災まちづくりは、既成市街地及び既存施設等を対象とするものや新たに取り組むべきものがあるため、長期的視点に立って、個々の施設整備に連携を持たせながら、緊急性、重要性等にも配慮し、計画的に行う。

## 第3 防災上重要な公共施設の整備

### 1 防災上重要な建築物の整備

#### (1) 町有建築物の耐震性・津波災害対策の向上

町は、県の指導等により、町役場、学校、幼稚園、公民館等地震・津波災害時に災害対策本部、避難所等の防災業務の拠点となる町有施設等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるとともに、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。また、防災行政無線等の通信設備の耐震性・津波災害対策の向上を図る。

また、広島県津波浸水想定図における津波浸水域内の施設については、施設の安全性の点検や非常用電源の設置場所の工夫等に努める。

#### (2) 民間の防災上重要な建築物の耐震性の向上

町は、県と連携して医療機関、私立保育所、私立幼稚園、スーパーマーケットといった民間の防災上重要な建築物や不特定多数の人が集まる施設について、耐震性の調査、耐震補強方法に関しての民間建築関係団体等の指導に努める。

また、各施設の管理者は、各々の施設の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。

#### (3) 学校の津波対策

町は、津波浸水想定地域における児童、生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化等、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努めるものとする。

### 2 緊急輸送道路等の整備

緊急輸送道路に選定される道路の橋梁を重点的に点検し、耐震性の向上が必要な場合は、順次補修、補強、架替等を行う。

また、広島県耐震改修促進計画（第3期計画）に基づき、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

### 3 緊急輸送ヘリポートの整備

ヘリコプターによる人員・患者・物資の搬送を行うため、災害拠点病院や防災活動の拠点となるその他重要な施設に緊急輸送ヘリポートを計画的に整備する。

## 4 河川・海岸の整備

東日本大震災による地震・津波被害を踏まえた広島沿岸海岸保全基本計画に基づき、緊急性の高い箇所から整備するように要請する。

### (1) 津波対策

次の2つのレベルに分け、対策を行う。

#### レベル1【比較的発生頻度の高い津波】

・最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、施設整備を進める。

#### レベル2【最大クラスの津波】

・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対しては、住民の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な対策を講じる。

・また、ゼロメートル市街地堤防等における耐震性の向上など、減災の観点から施設整備を進める。

### (2) 耐震対策

地震による浸水被害を防止するため、ゼロメートル市街地堤防等における耐震性の向上を目的とした施設整備を進める。

### (3) 消火用水、生活水の確保

河川水・海水を緊急時の消火用水、生活用水として活用するため、各施設管理者と協議して雨水貯留施設、車両が進入できるスロープ護岸、取水ピット、せせらぎ水路網等の整備を図る。

## 5 港湾の整備等

### (1) 港湾の整備

地震・津波が発生した場合に被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速かつ確実な輸送を確保するため、鯉崎港、木江港、大西港について県に整備の推進を働きかけて耐震岸壁を順次整備するとともに、避難場所となる港湾ターミナル周辺を活動拠点として順次整備する。

資料編 ・ 港湾の現況
-------------

### (2) 海上緊急輸送ネットワークの構築

陸路による交通が途絶した場合において、海上輸送が必要となるため、前記(1)の整備にあわせて、緊急輸送道路ともアクセスできる海上緊急輸送ネットワークを県と連携して構築する。

### (3) 港湾緑地の整備

被災地の復旧・復興の支援拠点や避難地に資する港湾緑地を整備する。

### (4) 臨港道路橋梁の整備

避難者や緊急物資の輸送等に資する臨港道路について、橋梁の耐震性を確保する。

## 第4 住宅，建築物等の安全性の確保

### 1 一般建築物の耐震性の向上

#### (1) 建築物の耐震性の向上

広島県耐震改修促進計画（第3期計画）により，耐震化による被害軽減効果が高いと考えられる大規模建築物，住宅及び不特定多数が利用するもの，公共性が高いもの，避難施設として利用するもの，建築時期が古く耐震上問題があると想定されるものから重点的に耐震性の向上を図り，耐震診断・改修の啓発・指導，相談窓口の開設等の施策を総合的に推進する。

また，広報紙等により耐震工法・耐震補強の重要性を周知し，国の方針に沿ってさらなる技術の開発・普及に努める。

#### (2) 居住空間内外における安全確保

##### ア 家具固定の推進

地震発生時の室内の安全確保のため，移動・転倒のおそれがある家具類の固定を促進する。

##### イ 落下防止対策

建築物等の所有者又は管理者に対し，窓ガラス，看板等の落下防止対策について周知徹底する。

### 2 文化財及び文化施設各建築物の耐震性の向上

町は，耐震性の調査，耐震補強を計画的に実施するとともに，所有者に対して耐震性の調査，耐震補強方法等の指導に努める。

### 3 宅地の安全性の確保

造成宅地の地震に対する安全性を確保するため，適正な宅地造成を促進するとともに，宅地造成工事規制区域内及び造成宅地防災区域内の造成宅地の災害防止を促進する。

町は，大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表し，住民に周知するとともに，宅地の安全性の把握及び耐震化の実施を促進する。また，液状化ハザードマップの作製・高票を促進する。

### 4 公営住宅の改修・建替の推進

既設公営住宅については，昭和55年以前に建設された住宅を中心に耐震診断，改修を行うとともに，市街地の防災性の向上を図るため，住宅密集地に重点を置いて老朽公営住宅の建替を推進する。

### 5 土砂災害の防止対策の推進

町は，がけ崩れ，地すべり，土石流等の危険箇所の集中している地区について，地震による土砂災害の拡大を防止するため，避難場所，避難路，診療所等防災上重要な施設を保全する急傾斜地崩壊対策事業，砂防事業を，県に対して強力で働きかける。

また，町は，土砂災害に関する情報の伝達方法及び避難地に関する事項，その他円滑な警戒避難を確保する上での必要な事項を住民に周知するための措置を講ずる。

## 第5 ライフラインの整備

### 1 上水道（上下水道課）

災害時の被害を最小限とするため、水道施設を耐震化及び津波災害対策の向上に努めるとともに、水源の多系統化、配水池容量の増強や水運用ラインの強化、事業者間相互の連絡管整備等、バックアップ機能を強化する。

また、主要配水池への緊急遮断弁の設置や避難場所への耐震性貯水槽の設置等を推進するとともに、被害の限定化や復旧の迅速化を図るため、配水ブロック化や配水コントロールシステムを導入する等して、機動的な水道システムの構築に努める。

### 2 下水道（上下水道課）

#### (1) 耐震性の向上

既設の下水道施設については、耐震性能調査を行い、必要に応じて補強、更新、改築工事を推進する。また、新設施設については、今後設定される新基準に基づき、より耐震性の高い施設の整備を進める。

#### (2) 耐津波対策

広島県津波浸水想定図に基づき、下水道施設の各機能の重要度により求められる耐津波性能の確保を図るため、必要に応じて対策工事を推進する。

#### (3) 災害復旧の迅速化

災害時の通信手段を確保するために、下水道終末処理場への防災無線の設置を推進するとともに、下水道管理情報のネットワーク化を進めることにより応急復旧対策の迅速化を図る。

### 3 電力（中国電力ネットワーク(株)東広島ネットワークセンター）

#### (1) 耐震性及び津波災害対策の向上

変電設備については、その地域で予想される地震動及び広島県津波浸水想定図に基づく津波浸水域等を勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計する。

送電設備、配電設備の架空電線路については、氷雪、風圧及び不平均張力によって設計する。

#### (2) 災害復旧の迅速化

電力設備の広範囲、長時間にわたる停電を避けることを基本にして、配電線のループ化、開閉器の遠方制御化により、信頼性の向上と復旧の迅速化を図る。

### 4 通信（西日本電信電話株式会社広島支店）

#### (1) 電気通信設備等の高信頼化

ア 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれのある地域について、耐水構造化を行う。

イ 暴風又は豪雪のおそれのある地域について、耐風・耐火構造化を行う。

ウ 地震又は火災に備えて、耐震・耐火構造化を行う。

## (2) 電気通信システムの高信頼化

- ア 主要な伝送路の多ルート構成，若しくはループ構造とする。
- イ 主要な中継交換機を分散設置する。
- ウ 洞道網（共同溝）を構築する。
- エ 通信ケーブルの地中化を推進する。
- オ 主要な電気通信設備について，必要な予備電源を設置する。
- カ 災害時優先電話について，加入者と協議し，2ルート化を推進する。
- キ 移動体通信設備の高信頼化

## 5 ライフライン共同収容施設等の整備

災害時における水道，電気，電話等のライフラインの安全性，信頼性を確保するため，当面市街地において，幹線共同溝，供給管共同溝，電線共同溝の計画的な整備を推進する。

## 第6 防災性の高い都市構造の形成

町は，町の災害危険度を把握した上で，防災関係機関や住民の理解と協力を得て防災まちづくり計画を策定し，本地域防災計画に位置付ける。

また，将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくため，長期的な視点を持ちながら，災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組を推進する。

### 1 防災上重要な公共施設の整備

#### (1) 防災公園の整備

町は県と連携して，災害発生時には避難場所となる公園の整備を促進するとともに，これらの公園に，備蓄倉庫，耐震性貯水槽等の災害応急対策施設の整備を推進し，防災機能の充実を図る。また火災発生時には焼け止まり効果があるオープンスペースを各地区に適正に配置するため，公園の整備促進を図る。

#### (2) 避難路ネットワークの整備

地域住民の円滑な避難を確保するため，指定された避難場所へのルート複数化等避難路ネットワークを計画的に整備する。

#### (3) 防災性を高めた住宅宅地開発の推進

防災公園等地域の防災性の向上を図る施設の整備と一体となった住宅宅地開発を推進する。

#### (4) 防災活動拠点の整備

災害時に防災活動拠点となるヘリポートや救援物資集積場所を平常時から整備するとともに，学校敷地等のオープンスペースの利用について検討を進める。

ヘリポート	⇒	資料編「ヘリポート適地の状況」参照
救援物資集積場所	⇒	大崎上島町役場

#### (5) 民間事業者への支援

広場，緑地等防災機能を有する施設の整備を伴う民間のまちづくりに対して，優良建築物等整備事業や各種融資制度の活用等により積極的な支援を行う。

## 2 町の不燃化の促進

### (1) 建築物の防火の促進

新築・増改築等の機会をとらえて、東広島市消防局と連携して、建築基準法及び消防法に基づき防火対策の指導を行うとともに、既存建築物等についても、防火避難施設の改善指導に努める。

### (2) 延焼遮断帯の形成

火災の延焼拡大を抑制するため、道路や緑地の整備を推進し、河川・耐火建築物等との組み合わせにより延焼遮断帯の形成を図る。

### (3) 住宅密集地における防災性の向上

本町は、狭隘な可住地域に住宅が密集している状況にあるため、これらの住宅密集地について防災性の向上を図るとともに、土地の高度利用や都市機能の更新を図るための事業、公共施設の整備改善を目的とした事業等を推進して、防災機能の充実及び良好な居住環境の確保を図る。

## 第3節 住民の防災活動の促進に関する計画

以下に定める事項のほか必要な措置については、基本編第2章第4節「住民の防災活動の促進に関する計画」を準用する。

### 第1 防災教育の実施内容

#### 1 住民等に対する防災知識の普及・啓発

##### (1) 啓発内容

- ア 想定される地震被害と防災・減災対策による被害軽減効果
- イ 地震・津波に対する地域住民への周知
- ウ 様々な条件下で地震・津波発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得等

#### <地震・津波のときの心得>

- (ア) 屋内で揺れを感じたとき  
家の中にいるときに大きな揺れを感じたら、まず丈夫なテーブルや机の下に隠れて身の安全を確保し、あわてて外へ飛び出さないこと。
- (イ) 火の始末  
火の始末は揺れが収まってから、やけどをしないように落ち着いて行うこと。
- (ウ) 情報の入手  
テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット及び防災行政無線等により、気象台等が発表する津波予報や地震・津波に関する情報を入手すること。
- (エ) 海岸で揺れを感じたとき  
海岸にいるときに大きな揺れや長い揺れ、ゆっくりした揺れを感じたら、津波のおそれがあるので直ちに高台へ避難すること。
- (オ) 屋外で揺れを感じたとき  
屋外で大きな揺れを感じたら、看板の落下、ビルの窓から割れたガラスの落下、ブロック塀や自動販売機等の倒壊に注意すること。
- (カ) 傾斜地で揺れを感じたとき  
切り立ったがけのそばや地盤の軟弱な傾斜地等で大きな揺れを感じたら、山崩れ、がけ崩れのおそれがあるので注意すること。
- (キ) 徒歩での避難  
車での避難は、渋滞に見舞われ防災活動や避難の妨げとなるおそれがあるので、持ち物は最小限にして徒歩で避難すること。
- (ク) 自宅から避難するとき  
避難時には、自宅のブレーカーを切り、ガスの元栓を締めること。



(ケ) 正しい情報の入手

地震・津波のあと、余震がしばらく続く場合があるので注意すること。また、災害時には、未確認の情報が風評となり、混乱を招く場合があるので、正しい情報を入手して行動するようにすること。

(コ) 平常時からの備え

地震は突然襲ってくるため、平常時から避難方法・避難場所や医療機関等を確認しておくこと。

また、携帯ラジオ、懐中電灯等の防災用品、3日分程度、可能な限り1週間程度の食料・飲料水・生活必需品を普段から備蓄し、点検しておくこと。

### <津波に対する心得－陸地にいる人の場合>

(ア) 陸地で揺れを感じたとき

強い揺れ（震度4以上）を感じたとき又は弱くても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで高台等の安全な場所に避難すること。

なお、避難に当たっては徒歩によることを原則とする。

また、避難に当たっては、自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民等の避難を促すことにつながることに留意する。

(イ) 津波警報が発表されたとき

地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで津波避難ビル（3階建以上）や高台等の安全な場所に避難すること。

(ウ) 正しい情報の入手

正しい情報をラジオ、テレビ、携帯電話、インターネット、防災行政無線、広報車等を通じて迅速に入手すること。

(エ) 津波注意報が発表されたとき

津波注意報でも、危険があるので、海岸には近づかないこと。

(オ) 警報、注意報の解除までの警戒

津波の第一波は引き波だけでなく押し波からはじまることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があるため、大津波警報・津波警報・津波注意報が解除になるまで気をゆるめないこと。

## <津波に対する心得－船舶の場合>

- (ア) 乗船時に揺れを感じたとき  
強い揺れ（震度4以上）を感じたとき又は弱くても、長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、直ちに港外（※1）に退避すること。
- (イ) 津波警報が発表されたとき  
地震を感じなくても、大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたときは、直ちに港外（※1）に退避すること。
- (ウ) 小型船の措置  
港外退避ができない小型船は、高いところに引き上げて（※2）固縛する等最善の措置をとること。
- (エ) 正しい情報の入手  
正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手すること。
- (オ) 警報、注意報の解除までの警戒  
津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報・津波警報・津波注意報が解除になるまで気をゆるめないこと。

- ※ 1 港外：水深の深い、広い地域
- 2 港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

- エ 地震・津波に対する一般知識
- オ 非常用食料、飲料水、身の回り品等非常持出品や救急医薬品の準備
- カ 建築物等の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- キ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策
- ク 災害情報の正確な入手方法
- ケ 災害時の家族内の連絡体制の事前確保
- コ 出火の防止及び初期消火の心得
- サ 外出時における地震発生時の対処方法
- シ 自動車運転時の心得
- ス 救助・救援に関する事項
- セ 安否情報の確認に関する事項
- ソ 津波浸水予測区域
- タ 津波避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- チ 避難場所等への避難が困難な場合における建物の上階への垂直移動の考え方
- ツ 水道、電力、ガス、電話等の地震災害時の心得
- テ 高齢者、障がい者等への配慮
- ト 避難行動要支援者に対する避難支援
- ナ 各防災関係機関が行う地震災害対策
- ニ その他必要な事項

## (2) 啓発方法

- ア ホームページ，パンフレット，リーフレット，ポスターの作成・配布
- イ テレビ，ラジオ，有線施設等放送施設の活用
- ウ 新聞，広報紙，インターネット，その他の広報媒体の活用
- エ 映画，スライド等の活用
- オ 防災に関する講習会，講演会，展示会等の開催
- カ その他の方法

## 2 職員に対する教育

町及び防災関係機関は，職場内における防災体制を確立するため，災害応急対策業務に従事する職員を中心に，以下の内容を含んだ地震・津波教育の周知徹底を図る。

- (1) 地震・津波に関する一般的な知識
- (2) 地震・津波が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (3) 職員等が果たすべき役割
- (4) 地震・津波防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (5) 今後地震・津波対策として取り組む必要のある課題

## 3 児童，生徒等に対する教育

町は，児童，生徒等に対して，学校教育等を通じて，地震・津波に関する知識や避難の方法等についての周知徹底を図る。

## 4 自動車運転者に対する啓発

町は，広報紙等により，地震・津波発生時において，自動車運転者が措置すべき事項について周知徹底を図る。

## 5 その他の防災関係機関による普及・啓発

水道，電力，ガス，通信，道路，船舶等に関わる防災関係機関は，それぞれの業務に関する地震・津波災害対策や利用者等が実施すべき事項等について，利用者等へ普及・啓発活動を行う。

## 6 その他の災害予防責任者による普及・啓発

その他の災害予防責任者においても，地震・津波災害に対する普及・啓発活動を実施する。

## 第2 防災訓練計画

町は，防災関係機関，自主防災組織，企業及び住民等の協力により，総合的，広域的かつ実践的な防災訓練を行う。

訓練の内容は，災害対策本部の設置・運営，災害広報，避難誘導，消火活動，交通規制，救護活動，非常無線通信，消防広域応援，自衛隊派遣要請，行方不明者の搜索活動，食料供給・給水活動，緊急道路の確保，緊急物資の輸送，通信施設・電力施設・ガス施設・水道施設の応急復旧，緊急地震速報の利活用，県や他の市町との広域応援等とする。

地震・津波災害について、定期的に防災訓練を実施し、地震・津波災害時における防災業務が迅速、的確かつ実効性のあるものとする。

## 1 防災訓練の実施

想定する訓練地震は、広島県地震被害想定 of 想定地震とする。

また、訓練の実施目的ごとに、図上訓練、実動訓練及び両者を組み合わせた訓練の企画・運営を検討する。

## 2 職員の動員訓練

町及び防災関係機関は、地震・津波災害発生時における初動体制の確保等応急対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

## 3 通信運用訓練

町及び防災関係機関は、地震・津波災害時における通信の円滑な運用を確保し、各種地震・津波情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令等を迅速かつ適切に行えるよう、通信運用訓練を適宜実施する。

## 4 津波避難訓練

### (1) 津波避難訓練の実施

町及び防災関係機関は、津波避難訓練を適宜実施する。

### (2) 地域ぐるみの実施体制の確立

避難訓練の実施主体は、企業、住民、東広島市消防局、消防団、自主防災組織に加えて漁港関係者、港湾関係者、海岸付近の観光・宿泊施設及び津波避難ビルの管理者等とし、地域ぐるみの実施体制の確立を図る。

また、観光客、釣り客、海水浴客等の幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるよう参加者を検討する。

### (3) 避難訓練の内容

避難訓練は、津波の高さ、到達予想時間、継続時間等を設定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った内容とし、津波浸水予測地域、避難場所及び避難路の確認及び津波避難ビルを含む避難場所への避難、水門・陸閘等の点検を実施する。

## 5 防災訓練に対する協力等

### (1) 必要な指導助言

町は、防災関係機関等が実施する防災訓練について、必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

### (2) 防災訓練への協力

各防災関係機関は、町が実施する防災訓練に積極的に協力する。

## 第4節 調査，研究に関する計画

以下に定める事項のほか必要な措置については，基本編第2章第5節「調査，研究に関する計画」を準用する。

### 第1 地震・津波被害想定調査

県は，県内に大きな被害を与える可能性の高い地震・津波を想定し，被害想定調査を実施する。この調査の結果は，県の地震・津波災害対策の基礎データとする。

町は，その資料を利用して，その活用を図る。

### 第2 地震・津波に関する調査研究等の推進

県は，国や大学の研究機関等が，県内に大きな被害を与える可能性の高い地震・津波について実施する次の調査研究に協力するとともに，各種情報の収集に努め，必要に応じ公表する。

- 1 津波のメカニズム解明
- 2 地震予知を目指した観測研究
- 3 強震動及び津波の予測精度向上のための調査研究
- 4 津波情報の高度化及び住民の避難行動に関する研究

## 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画

以下に定める事項のほか必要な措置については、基本編第2章第6節及び震災対策編地震災害対策計画第2章第5節「迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画」を準用する。

### 第1 津波警報等の伝達関係

#### 1 伝達手段の多重化，多様化

町は、住民等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（同報系）、災害情報共有システム（L-アラート）、広報車、半鐘、サイレン、テレビ（ワンセグを含む。）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、インターネット、アマチュア無線等を用いた伝達手段の多重化，多様化を図る。

#### 2 住民等への周知

町は、津波警報、避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、高齢者や障がい者等の災害時要配慮者や一時滞在者等に配慮する。

#### 3 遠地地震等についての伝達

町は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。

### 第2 住民等の避難誘導関係

#### 1 指定緊急避難場所，指定避難所の指定・周知と避難路の選定

町は、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の緒元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知を図るものとする。

##### (1) 指定緊急避難場所の指定・周知

町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを、洪水、がけ崩れ、土石流及び地すべり、高潮、地震、津波、大規模な火事等の災害の種類ごとに指定緊急避難場所に指定する。その際、水害と土砂災害、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮することに努める。

また、町は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、住民等へ周知を図り、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域コミュニティを活かした避難活動を促進する。

(2) 指定避難所の指定・周知

町は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに、住民等へ周知を図るものとする。

指定避難所については、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定するものとする。

また、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(3) 避難路の選定

避難路の選定に当たっては、土砂災害など地域の状況を十分考慮したものとするとともに、住民参加のワークショップ等を開催するなど、住民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。その際、水害と土砂災害、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、避難路の選定の基準は、概ね、次のとおり。

ア 避難路中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

避難路の幅員は原則として15m以上とする。但し、これに該当する道路がない場合は、概ね8m以上の幅員を有する道路を選定する。（避難住民の安全性を確保するため、幅員が15～10mの場合には、一般車両の通行規制、10m以下の場合には、緊急車両及び一般車両の通行規制等を行う必要がある。）

イ 避難路は、相互に交差しないものとする。

ウ 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

エ 洪水、高潮等による浸水や土砂災害等も考慮し、海岸、河川及び急傾斜地沿いの道路は、原則、経路として選定しないものとする。

## 2 ハザードマップの作成・周知

町は、地震動の大きさ、津波により浸水する範囲及びその水深、地震災害の程度に関する事項、指定緊急避難場所等に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップを作成（広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図等を基に作成）し、住民に周知する。

## 3 指定避難所の開設及び運営についての計画策定

町は、指定避難所の開設及び運営についてあらかじめ計画を策定する。

また、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

## 4 防災上重要な施設の管理者による避難計画の作成

病院、学校、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ指定緊急避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、町長が避難の指示を行った場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。

## 5 津波浸水予測図等の作成

町及び県は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるように津波浸水予測図等を作成し、津波浸水想定区域について事前に把握し、住民等に周知する。

## 6 津波避難計画の作成

町は、津波により避難が必要となることが想定される地域（以下「避難対象地区」という。）を明示するとともに、避難対象地区別の指定緊急避難場所、避難路等、具体的な避難実施に関して、津波災害の特性に応じた津波避難計画を作成する。なお、避難対象地区の選定に当たっては、各種防災施設の整備の状況や被害想定の実施等による検証を通じて避難計画を見直していく。さらに、住民が自ら作成する地域ごとの津波避難計画に関して必要な支援を行う。

## 7 避難の誘導

- (1) 要配慮者のうち、災害が発生し、又は派生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難に当たっては、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、町は、「広島県津波浸水想定図」における津波の浸水域・浸水深・到達時間等を考慮の上、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定める。
- (2) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努め、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。



- (3) 興行場，その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は，「広島県津波浸水想定図」における津波の浸水域・浸水深・到達時間等を考慮の上，避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお，この際，必要に応じ，多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画，訓練とするよう努める。

## 第6節 危険物等に関する災害予防計画

震災対策編地震災害対策計画第2章第6節「危険物等に関する災害予防計画」を準用する。

## 第7節 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画

基本編第2章第8節及び震災対策編地震災害対策計画第2章第7節「災害対策資機材等の備蓄等に関する計画」を準用する。

## 第8節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画

基本編第2章第9節及び震災対策編地震災害対策計画第2章第8節「要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画」を準用する。

## 第9節 広域避難の受入れに関する計画

基本編第2章第10節「広域避難の受入れに関する計画」を準用する。

# 第3章 災害応急対策計画

## 第1節 基本方針

この計画は、地震・津波が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害発生の防御及び拡大防止について迅速かつ実効ある措置を期するため、災害予防責任者（町長，県知事，その他執行機関，指定公共機関，指定地方公共機関及び公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は以下のとおりとする。

- 1 配備動員に関する事項
- 2 津波警報等の伝達に関する事項
- 3 住民等の避難誘導に関する事項
- 4 災害情報に関する事項
- 5 通信運用に関する事項
- 6 ヘリコプターによる災害応急対策に関する事項
- 7 自衛隊災害派遣要請要求に関する事項
- 8 相互応援協力に関する事項
- 9 防災拠点に関する事項
- 10 救出に関する事項
- 11 医療，救護に関する事項
- 12 消防に関する事項
- 13 水防に関する事項
- 14 危険物等の災害応急対策に関する事項
- 15 警備，交通規制，交通確保に関する事項
- 16 輸送に関する事項
- 17 避難対策に関する事項
- 18 災害広報・被災者相談に関する事項
- 19 住宅応急対策に関する事項
- 20 食料供給に関する事項
- 21 給水に関する事項
- 22 生活必需品等の供給に関する事項
- 23 救援物資の調達及び配送に関する事項
- 24 防疫に関する事項
- 25 死体の搜索，処理，埋葬等
- 26 公共施設等の災害応急復旧に関する事項
- 27 電力・ガス・水道・下水道施設応急復旧対策に関する事項
- 28 廃棄物処理に関する事項
- 29 ボランティアの受入れ等に関する事項
- 30 文教に関する事項
- 31 災害救助法適用計画に関する事項

## 第 2 節 配備，動員計画

基本編第 3 章第 2 節「組織，動員計画」及び震災対策編地震災害対策計画第 3 章第 2 節「配備，動員計画」を準用する。

## 第3節 地震及び津波に関する情報等の伝達に関する計画

以下に定める事項のほか必要な措置については、基本編第3章第4節「気象情報等の伝達に関する計画」を準用する。

### 第1 目的

この計画は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、地震・津波に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 基本方針

この計画は、町内に地震が発生し、又は地震による津波等の発生するおそれがある場合において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、津波警報等、地震及び津波に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

### 第3 津波警報等の種類及び内容

#### 1 種類

- (1) 大津波警報・津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。  
なお、大津波警報は津波特別警報に位置付けられる。
- (2) 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- (3) 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

## 2 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

### (1) 津波警報・注意報

種 類	発表基準	解 説	発表される津波の高さ	
			数値での発表	定性的表現での発表
大津波警報 (津波特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3メートルを超える場合	大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。 沿岸部や川沿いにいる人は直ちに高台や避難ビル等安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	10m超	巨大
			10m	
			5m	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1メートルを超え、3メートル以下の場合	津波による重大な被害が発生します。 沿岸部や川沿いにいる人は直ちに高台や避難ビル等安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2メートル以上、1メートル以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	海の中や海岸付近は危険です。 海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れてください。 潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。	1m	(表記しない)

- 注) 1 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 3 地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。
- 4 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の来襲に間に合わない場合がある。
- 5 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

(2) 津波予報

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

## 第4 地震及び津波に関する情報の種類と内容

### 1 種類

- (1) 県内で震度1以上の地震を観測したとき。
- (2) 広島県に津波警報等が発表されたとき。
- (3) その他地震及び津波に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。

なお、公衆の利便をさらに増進させるために必要があると認めた場合は、広島地方気象台で収集した資料及び状況を気象庁の情報に付加して発表する。

## 2 地震・津波に関する情報の種類及び内容

	情報の種類	発表内容
地震情報 (注1)	震度速報	地震発生約1分半後に震度3以上を観測した地域名(全国を190に区分)と震度, 地震の発生時刻を発表
	震源に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配なし」, 又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
	震源・震度に関する情報	地震の発生場所(震源), その規模(マグニチュード), 震度3以上の地域名と市町村名を発表。なお, 震度5弱以上と考えられる地域で, 震度を入手していない地点がある場合には, その市町村名を発表
	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか, 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。なお, 震度5弱以上と考えられる地域で, 震度を入手していない地点がある場合には, その地点名を発表
	その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせ等を発表
	推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合に, 観測した各地の震度データを基に, 1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
津波情報 (注2)	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波の到達時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に, その時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ, 及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

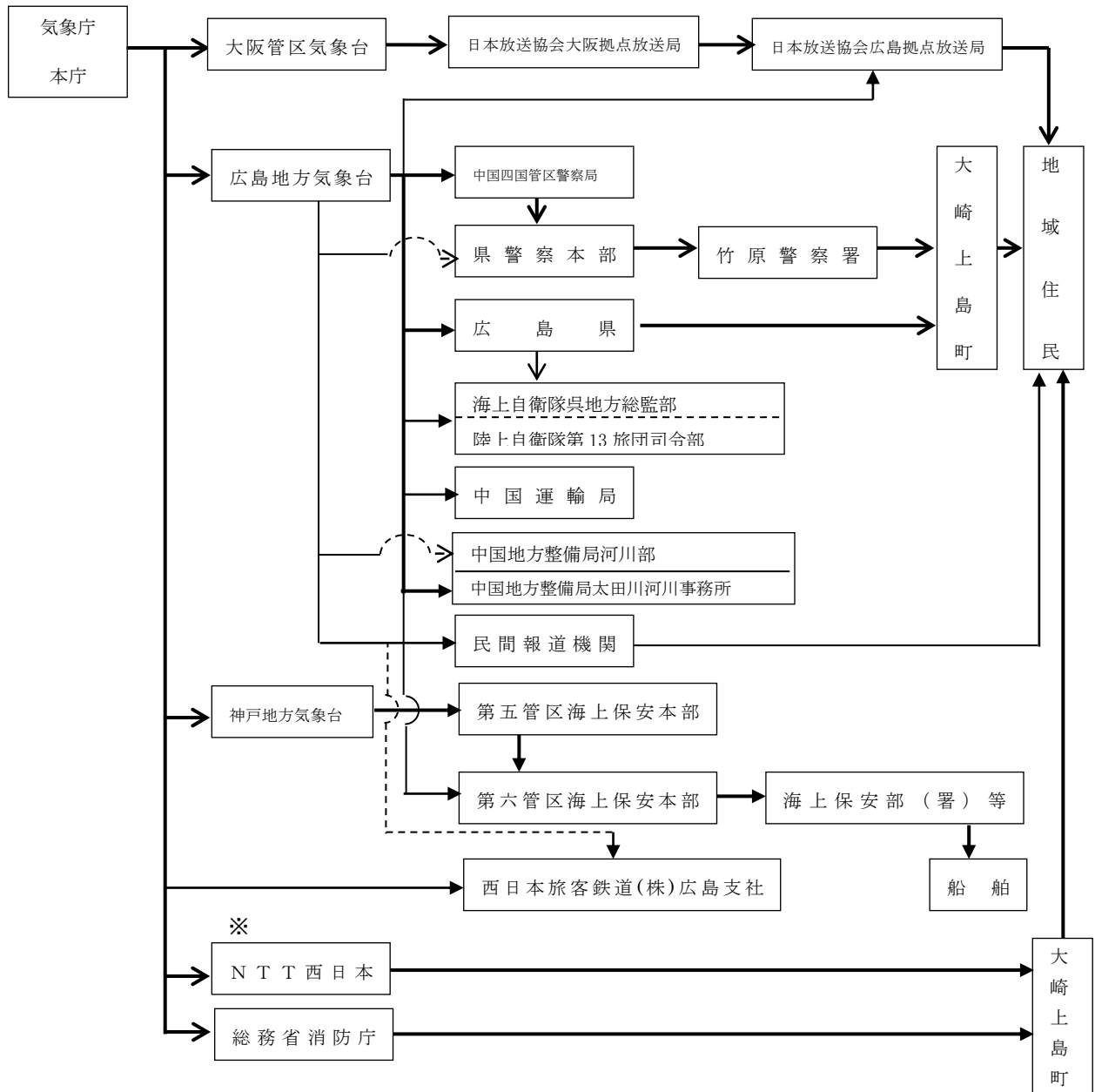
(注1) 国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合にも, 地震の発生時刻, 発生場所(震源), 及びその規模(マグニチュード)を, 「遠地地震に関する情報」として日本や国外への津波の影響に関しても記述し発表。

(注2) 津波情報で用いられる広島県の津波観測点は, 広島港及び呉港である。(第六管区海上保安本部管理)



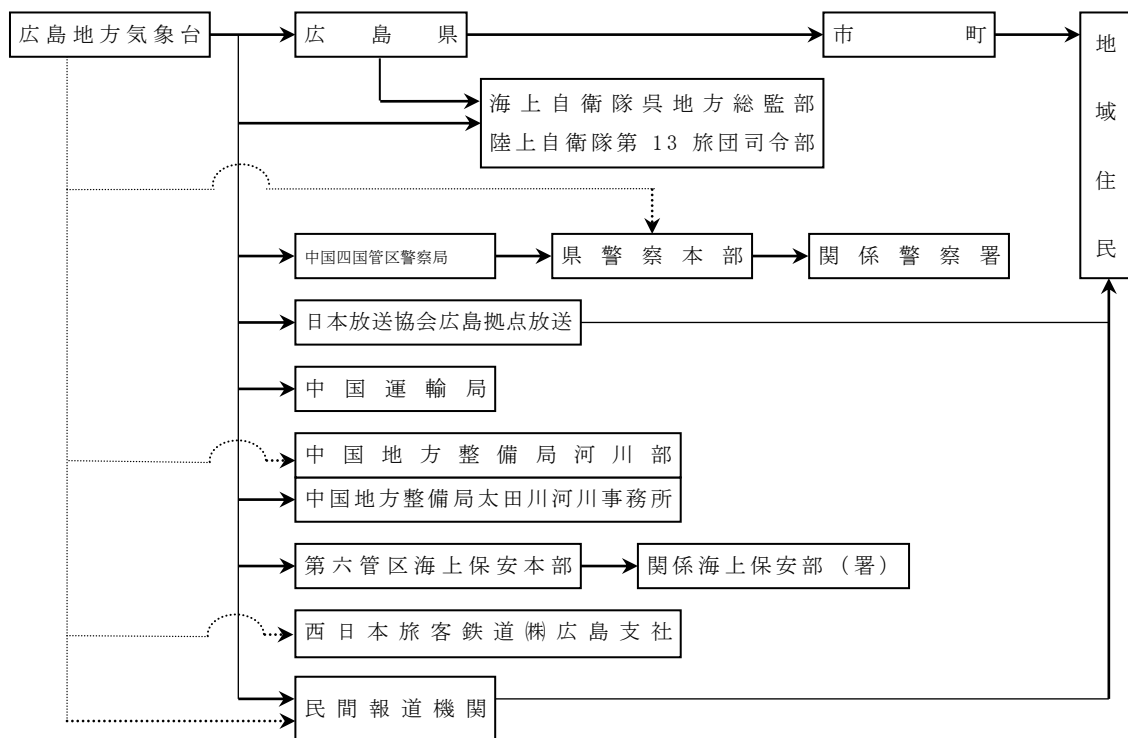
## 第5 津波警報等の伝達経路

(1) 気象庁本庁は、津波警報等を発表した場合、以下の経路により関係機関に通知する。



- (注) 1 実線は防災情報提供システム専用線，点線は，専用線以外の副次的な伝達経路である。  
 (副次的な伝達経路とは，インターネット回線を利用した防災情報提供システムをいう。)
- 2 太線は、「気象業務法に規定される伝達経路」である。
- 3 ※は，津波警報等（同解除を含む。）のみオンラインによる伝達である。
- 4 日本放送協会広島拠点放送局は，津波警報が発表されたときに「緊急警報信号」を発信する。
- 5 民間報道機関は，(株)中国放送・広島テレビ放送(株)・(株)広島ホームテレビ・(株)テレビ新広島・広島エフエム放送(株)・(株)中国新聞社である。
- 6 「N T T 西日本」とは，西日本電信電話株式会社を意味する。

(2) 広島地方気象台は、必要と認める場合には、地震及び津波に関する情報を発表し、以下の経路により関係機関に通知する。



- (注) 1 広島地方気象台からの伝達経路のうち、実線は防災情報提供システム専用線気象庁本庁からの伝達経路も含む点線は、専用線以外の副次的な伝達経路である。(副次的な伝達経路とは、インターネット回線を利用した防災情報提供システムをいう。)
- 2 民間報道機関は、(株)中国放送・広島テレビ放送(株)・(株)広島ホームテレビ・(株)テレビ新広島・広島エフエム放送(株)・(株)中国新聞社である。

## 第6 津波に対する自衛措置

近地地震の発生においては、津波到達までの時間が短く、津波警報等の入手を待って対策を講じたのでは間に合わない場合があるので、町は、震度4以上の地震が発生した場合、以下の措置をとる。

- 1 津波警報等関係気象官署から、何らかの通報が届くまで、地震発生から少なくとも30分間は高台等から海面の状態を監視する体制を確立する。
- 2 町に対する津波注意報及び警報の伝達は、放送による方が早い場合が多いので、地震発生から少なくとも1時間はNHK放送を聴取することとし、その責任者を定めておく。

(参考) 気象業務法施行令第10条の規定により、津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない状況にある地の市町長及び災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなった地の市町長は、津波警報を発表することができる。

## 第 7 緊急地震速報が発表された場合の措置

町は、受信した緊急地震速報を同報系防災行政無線等で住民へ伝達する。

## 第 8 居住者等への情報の伝達

町及び県は、津波警報等及び津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、観光客、釣り客やドライバー等滞在者その他公私の団体（以下「居住者等」という。）に対して、迅速かつ広範に伝達されるよう、以下の措置を講ずる。この場合において、居住者等が具体的に取るべき行動について、あわせて示す。

- 1 聴覚障がい者や外国人に対する情報伝達として、津波警報等及び津波に関する情報の伝達経路及び方法を明示した看板等を設置する。
- 2 観光施設、宿泊施設等の施設管理者に対しては、同報系防災行政無線の戸別受信機等を配備させ、伝達手段を確保する。  
屋外にいる者に対しては、同報系防災行政無線の屋外拡声子局、サイレン、電光掲示板等により伝達する。
- 3 海水浴場の施設管理者は、監視施設等へラジオ、戸別受信機等の情報収集機器及び拡声器、放送設備、サイレン等の情報伝達機器を配備し、迅速な情報収集及び伝達を行う。

## 第 9 船舶関係者（荷役船，作業船，漁船，プレジャーボート）及び養殖事業者等に対する伝達

各海上保安部（署）からの情報伝達とあわせて各媒体を活用して伝達する。

## 第 10 船舶，漁船等の固定，港外退避等の措置

港湾や漁港に停泊，又は係留中の船舶は，津波の満ち潮によって陸上に打ち上げられ，引き潮によって漂流・転覆するおそれがある。したがって，港湾・漁港管理者は，漁業協同組合や船舶管理者との協議に基づき，緊急連絡網及び漁業無線により連絡して以下の措置をとるよう要請することとして，津波避難誘導計画を策定する。

## 第 11 津波情報の伝達

町は，地震が発生した場合，町に対する津波注意報及び警報の伝達は，放送による方が早い場合が多いので，地震発生から少なくとも 1 時間は NHK 放送を聴取することとし，その責任者を定めておく。

## 第 12 情報の伝達方法

町は、津波警報等及び情報の伝達手段として、防災行政無線（同報系）の整備を促進するとともに、災害情報共有システム（L-アラート）、広報車、半鐘、サイレン、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、ワンセグ、インターネット、アマチュア無線等多様な通信手段を確保し、また、迅速な避難行動がとれるよう、統一的な図記号等を利用したわかりやすい誘導表示板の設置等避難場所、避難路の周知を図る。この場合において、高齢者や障がい者等の要配慮者となりうる者や一時滞在者等に対する伝達について十分考慮する。

## 第4節 住民等の避難誘導に関する計画

以下に定める事項のほか必要な措置については、基本編第3章第5節「住民等の避難誘導に関する計画」を準用する。

### 第1 目的

この計画は、津波が発生した場合に、必要に応じ避難のための措置をとり、人命の安全確保に努めることを目的とする。

### 第2 基本方針

津波が発生した場合には、町長又はその他関係法令の規定に基づく避難の措置の実施責任者は、必要に応じ避難のための措置をとり、人命の安全確保に努める。

特に、町長は、災害発生時において適切な措置をとるため、あらかじめ避難場所等の選定を行い、平素から住民への周知徹底を図るとともに、住民を含めた避難訓練の実施に努める。

この計画では、津波避難のための事前の準備及び津波発生時の応急対策について定める。

### 第3 津波避難のための事前の準備

#### 1 津波浸水想定図等の作成及び周知

居住者等が津波来襲時に迅速かつ的確な避難を行うことができるように、県が作成した広島県津波浸水想定図を基に、町は避難地、避難路等を示す津波ハザードマップ作成を行い、住民等に周知する。なお、町の津波ハザードマップ作成に当たって、県は必要な情報の提供を行う。

#### 2 避難場所・避難路の選定

##### (1) 基本原則

町は、居住者等が津波来襲時に迅速かつ的確な避難を行うことができるよう広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図等を基に、避難場所、避難路を事前に選定又は見直しを行う。選定に当たっては、地域の状況を十分考慮する。

なお、津波災害を想定した避難場所の選定に当たって、高台等地盤の高い場所への避難に30分以上の時間を要する沿岸地域等においては、堅牢かつ耐震性、津波に対する性能を十分確保した高層建物の中・高層階を避難場所に利用する津波避難ビル等を確保する。津波到達が早く、避難に必要な時間の確保が困難と想定される場合は、さらなる津波避難ビルの確保等の措置に努める。

この場合において、県で想定される津波波高を考慮し、避難は、原則として3階以上とする。

また、必要に応じて、整備方針等を作成し、避難路・避難階段等の整備を行うものとする。

選定した避難場所・避難路について、平素から広報等により住民への周知徹底を図る。

また、あらかじめ選定した避難場所、避難路沿い等に統一的な図記号等を利用したわかりやすい誘導表示板、案内標識、標高板、海拔表示シート等を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

## (2) 避難場所・避難路の選定基準

### ア 避難場所

- (ア) 津波により避難が必要となることが想定される地域（以下「避難対象地域」という。）から外れていること。（広島県津波浸水想定図を参考とする。）
- (イ) 十分な地盤標高を有すること。
- (ウ) 原則としてオープンスペースであること。但し、耐震性が確保されている建物は指定することができる。（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強済みの建物を指定することが望ましい。）
- (エ) 周辺に山・がけ崩れ、危険物貯蔵所等の危険箇所がないこと。  
予想される津波よりも大きな津波が発生する場合も考えられることからさらに避難できる場所があること。
- (オ) 避難者1人当たり十分なスペースが確保されていること（最低限1人当たり1㎡上を確保すること）。
- (カ) 夜間照明及び情報機器（伝達・収集）等を備えていること。
- (キ) 避難場所表示があり、入口等が明確であること。
- (ク) 1晩程度宿泊できる設備（毛布等）、飲食料等が備蓄されていることが望ましい。

### イ 津波避難ビル

- (ア) 3階建て以上かつ耐震性（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強済みの建物を指定することが望ましい。）を有してRC（鉄筋コンクリート）又はSRC（鉄筋鉄骨コンクリート）構造であること（津波の高さや地域の状況によっては2階建てでも選定できる）。
- (イ) 海岸に直接面していないこと。
- (ウ) 収容スペースとして、1人当たり1㎡以上を確保すること。
- (エ) 避難路等に面していること。
- (オ) 夜間照明や情報機器が備わっていること。
- (カ) 外部から避難が可能な階段があること。

なお、周辺に適切な避難場所、津波避難ビル等がない場合は、高台の民家や民有地（畑や山林等）を非難目標地点として、利用する。この場合において、所有者の理解を得ておくとともに、避難階段等（津波避難ビルの場合は非常階段等の外階段）を整備しておく。

## ウ 避難路

- (ア) 山・がけ崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、避難者数等を考慮して、幅員が広いこと。特に、観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあつては、十分な幅員が確保されていること。
- (イ) 橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。
- (ロ) 防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。
- (ハ) 原則として、海岸・河川沿いの道路ではないこと。
- (ニ) 津波の進行方向と同方向とすること。（海岸方向にある避難場所へ向かつての避難をするような避難路の選定は原則として行わない。）
- (ホ) 避難途中での津波の来襲に対応するため、避難路に面した津波避難ビルが確保されていることが望ましい。
- (ヘ) 家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を選定することが望ましい。
- (ヘ) 円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報系防災行政無線等が設置されていること。
- (コ) 夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。
- (ク) 階段、急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。

### 3 津波避難計画の作成

町は、避難対象地域を明示するとともに、避難対象地域別の避難場所、避難路等、具体的な避難実施に関して、広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図における津波の浸水域・浸水深・到達時間及び津波災害の特性に応じた津波避難計画を作成する。なお、避難対象地区の選定に当たっては、各種防災施設の整備の状況や被害想定の実施等による検証を通じて避難計画を見直していく。さらに、住民や防災上重要な施設の管理者等が作成する地域ごとの津波避難計画に関して必要な支援を行う。

### 4 防災上重要な施設の避難対策

- (1) 病院、学校、劇場等、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図における津波の浸水域・浸水深・到達時間等を参考に避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、町長が避難指示を発令した場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。  
その際、避難行動要支援者の避難に特に配慮するものとする。
- (2) 幼稚園、小・中学校等保護を必要とする園児・児童、生徒等がいる学校（以下「学校等」という。）並びに病院及び社会福祉施設等（以下「病院等」という。）においては、特に以下の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。
  - ア 学校等においては、園児・児童、生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

イ 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団で避難させる場合に備えて、平素から受入れ施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

## 第4 津波発生時の応急対策

### 1 避難指示の発令

#### (1) 発令基準

以下の場合において、町長は、速やかに的確な避難指示を発令する。

ア 報道機関の放送等により大津波警報・津波警報・津波注意報の発表を認知した場合及び気象業務法第15条第2項の規定により大津波警報・津波警報・津波注意報の通知を受けた場合

イ 強い地震（概ね震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ必要と認める場合

ウ 気象業務法施行令第10条の規定により町長が自ら大津波警報・津波警報・津波注意報をした場合

#### (2) 発令時期及び発令手順

大津波警報・津波警報・津波注意報を認知した場合又は大津波警報・津波警報・津波注意報の通知を受けた場合は、自動的に又は直後に避難指示を発令する。

特に、勤務時間外に大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合について、避難指示の手続きや時期を十分検討し、速やかな対応が図られるよう体制整備を図る。

#### (3) 指示の内容

町長等避難指示を発令する者は、以下の内容を明示して実施する。

ア 避難対象地域

イ 避難指示の発令理由

ウ 避難先及び避難路

エ 避難の方法及び携行品

オ その他必要な事項

#### (4) 解除の基準

以下の場合において、町長は、避難指示を解除する基準を定める。

ア 報道機関の放送等により大津波警報・津波警報・津波注意報等の解除を認知した場合及び大津波警報・津波警報・津波注意報等の解除の通知を受けた場合

イ 気象業務法第10条の規定により町長が自ら津波警報をしたものを解除する場合

#### (5) 解除時期及び解除手順

避難指示の解除は、原則として大津波警報・津波警報・津波注意報等の解除の発表に基づき行う。また、解除手順は、発令手順と同様に事前に十分に検討しておく。



(6) 発令又は解除の伝達系統及び伝達方法

ア 伝達系統（伝達先，伝達手順，伝達経路等）

町は，どの地域の，誰に，どのような手順で，どのような経路を通じて伝達するかを定めた避難指示の判断・伝達マニュアルを作成しておく。県は，マニュアルの作成及び見直しについて，町と積極的に連携し，支援する。また，必要に応じて，防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図る。

イ 伝達手段

伝達手段としては，防災行政無線（同報系），災害情報共有システム（Ｌ－アラート），広報車，半鐘，サイレン，テレビ（ワンセグを含む。），ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。），携帯電話（登録制メール，緊急速報メールを含む。），ＣＡＴＶ，インターネット，アマチュア無線等，情報の受け手に応じて多種多様な手段を確保する。また，サイレン音や半鐘音により注意を喚起した上で，同報系防災行政無線や広報車等により，大津波警報・津波警報・津波注意報等の発表，避難指示を伝達するような併用等を検討する。

## 2 避難の誘導

(1) 避難誘導に当たる者

ア 町職員，警察官，消防職員その他の避難措置の実施者

イ 自主防災組織のリーダー等

(2) 避難誘導の方法

ア 避難は，原則徒歩とする。

イ 避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し，あるいは案内標識を設置する等して，住民の速やかな避難を図る。

なお，あらかじめ避難場所を選定した町長は，避難場所，避難路沿い等に案内標識を設置して，速やかに避難できるようにしておく。

ウ 避難は幼少児，女性，高齢者及び障がい者を優先する。

エ 高齢者，障がい者等自力で避難の困難な避難行動要支援者に関しては，事前に援助者を決めておく等の避難支援プラン（全体・個別計画）を作成して支援体制を整備し，危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

また，観光客及び外国人等の避難に当たっても，自主防災組織，消防団，近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう，避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておく。

オ 避難の指示等に従わない者については，極力説得して任意に避難するよう指導する。

カ 避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は，町長の指示のもとに当該物件の除去，保安その他必要な措置を講じ，避難の円滑を図る。

## 3 再避難の措置

誘導に当たる防災関係機関及び職員等は，正確な情報把握に努め，避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には，機を失することなく再避難等の措置を講ずる。

## 第5節 災害情報計画

基本編第3章第6節及び震災対策編地震災害対策計画第3章第5節「災害情報計画」を準用する。

## 第6節 通信運用計画

基本編第3章第7節及び震災対策編地震災害対策計画第3章第6節「通信運用計画」を準用する。

## 第7節 ヘリコプターによる災害応急対策計画

基本編第3章第8節「ヘリコプターによる災害応急対策計画」を準用する。

## 第8節 自衛隊災害派遣要請要求計画

基本編第3章第9節「自衛隊災害派遣要請要求計画」を準用する。

## 第9節 相互応援協力計画

基本編第3章第10節「相互応援協力計画」を準用する。

## 第10節 防災拠点に関する計画

基本編第3章第11節「防災拠点に関する計画」を準用する。

## 第11節 救出計画

震災対策編地震災害対策計画第3章第11節「救出計画」を準用する。

## 第 12 節 医療・救護計画

基本編第 3 章第 13 節「医療救護・助産計画」及び震災対策編地震災害対策計画第 3 章第 12 節「医療・救護計画」を準用する。

## 第 13 節 消防計画

基本編第 3 章第 14 節及び震災対策編地震災害対策計画第 3 章第 13 節「消防計画」を準用する。

## 第 14 節 水防計画

基本編第 3 章第 15 節及び震災対策編地震災害対策計画第 3 章第 14 節「水防計画」を準用する。

## 第 15 節 危険物等の災害応急対策計画

基本編第 3 章第 16 節及び震災対策編地震災害対策計画第 3 章第 15 節「危険物等の災害応急対策計画」を準用する。

## 第 16 節 警備，交通規制，交通確保計画

基本編第 3 章第 17 節「災害警備計画」，基本編第 3 章第 18 節「交通・輸送応急対策計画」及び震災対策編地震災害対策計画第 3 章第 16 節「警備，交通規制，交通確保計画」を準用する。

## 第 17 節 輸送計画

基本編第 3 章第 18 節「交通・輸送応急対策計画」を準用する。

## 第 18 節 避難対策計画

基本編第 3 章第 19 節及び震災対策編地震災害対策計画第 3 章第 18 節「避難対策計画」を準用する。

## 第 19 節 災害広報・被災者相談計画

基本編第 3 章第 20 節「災害広報・被災者相談計画」を準用する。

## 第 20 節 住宅応急対策計画

基本編第 3 章第 21 節及び震災対策編地震災害対策計画第 3 章第 20 節「住宅応急対策計画」を準用する。

## 第 21 節 食料供給計画

基本編第 3 章第 22 節「食料供給計画」を準用する。

## 第 22 節 給水計画

基本編第 3 章第 23 節「給水計画」を準用する。

## 第 23 節 生活必需品等に関する供給計画

基本編第 3 章第 24 節「生活必需品等供給計画」を準用する。

## 第 24 節 救援物資の調達及び配送計画

基本編第 3 章第 25 節「救援物資の調達及び配送計画」を準用する。

## 第 25 節 防疫計画

以下に定める事項のほか必要な措置については、基本編第 3 章第 26 節「保健衛生計画」を準用する。

### 第 1 目的

この計画は、防疫について必要事項をあらかじめ定め、感染症の予防及びまん延の防止のための防疫活動を実施することを目的とする。

### 第 2 基本方針

町及び県は、地震・津波災害発生時において、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等により感染症の発生が予想されるため、防疫について必要事項をあらかじめ定め、感染症の予防及びまん延の防止のための防疫活動を実施する。

津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生等衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意する。震災によって被害を受けた公共施設の管理者は、住民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に、速やかな防疫を実施するとともに、応急対策の円滑化を図る。

## 第 26 節 遺体の捜索，取扱い，埋火葬等に関する計画

基本編第 3 章第 27 節「遺体の捜索，取扱い，埋火葬計画」を準用する。

## 第 27 節 公共施設等に関する災害応急復旧計画

震災対策編地震災害対策計画第 3 章第 27 節「公共施設等に関する災害応急復旧計画」を準用する。

## 第 28 節 電力・ガス・水道・下水道施設応急復旧対策計画

基本編第 3 章第 29 節「電力・ガス・水道・下水道施設災害応急対策計画」を準用する。

## 第 29 節 廃棄物処理計画

基本編第 3 章第 31 節「廃棄物処理計画」を準用する。

## 第 30 節 ボランティアの受入れ等に関する計画

基本編第 3 章第 32 節「ボランティアの受入れ等に関する計画」を準用する。

## 第 31 節 文教計画

基本編第 3 章第 33 節「文教計画」を準用する。

## 第 32 節 災害救助法適用計画

基本編第 3 章第 34 節「災害救助法適用計画」を準用する。

## 第 4 章 災害復旧計画

基本編第 4 章「災害復旧計画」を準用する。